

や わ た
八幡湿原自然再生事業実施計画

平成 18 年 10 月

広 島 県

< 目 次 >

| | |
|--|----|
| 1 . 実施者の名称及び実施者の属する協議会の名称 | 1 |
| 2 . 自然再生事業の対象となる区域及び内容 | 2 |
| 3 . 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに 自然環境の保全上の意義及び効果 | 11 |
| 4 . その他自然再生事業の実施に関し必要な事項 | 20 |

1. 実施者の名称及び実施者の属する協議会の名称

実施者の名称及び実施者の属する協議会の名称は、次のとおりである。

【実施者】広島県

【実施者の属する協議会】八幡^{やわた}湿原自然再生協議会

広島県においては、「自然との共生の推進」への取組みの一環として、広島県山県郡北広島町内の対象区域において湿原の再生を目標とした自然再生事業を推進することとし、平成 15 年 7 月に「臥竜^{がりゅう}山麓自然再生事業検討協議会」を設置して本湿原の自然再生に係る基礎調査を行うとともに、自然再生事業の方向性を検討し、推進計画を策定した。また平成 16 年 11 月には、地域住民・NPO・ボランティア団体・一般企業・学識経験者・行政等多様な主体を構成委員とする「八幡湿原再生協議会（現八幡湿原自然再生協議会、以下協議会と記す）」へ移行し、平成 18 年 3 月には、本事業の目標等を定めた「八幡湿原自然再生全体構想」を策定した。

本実施計画は、平成 19 年度～平成 21 年度の間に関東県が実施する整備内容等について記したものである。

2. 自然再生事業の対象となる区域及び内容

2-1. 対象区域

自然再生事業の対象となる区域は次のとおりである。対象区域の位置を図 2-1 に示す。

【区域】広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約 17.56ha

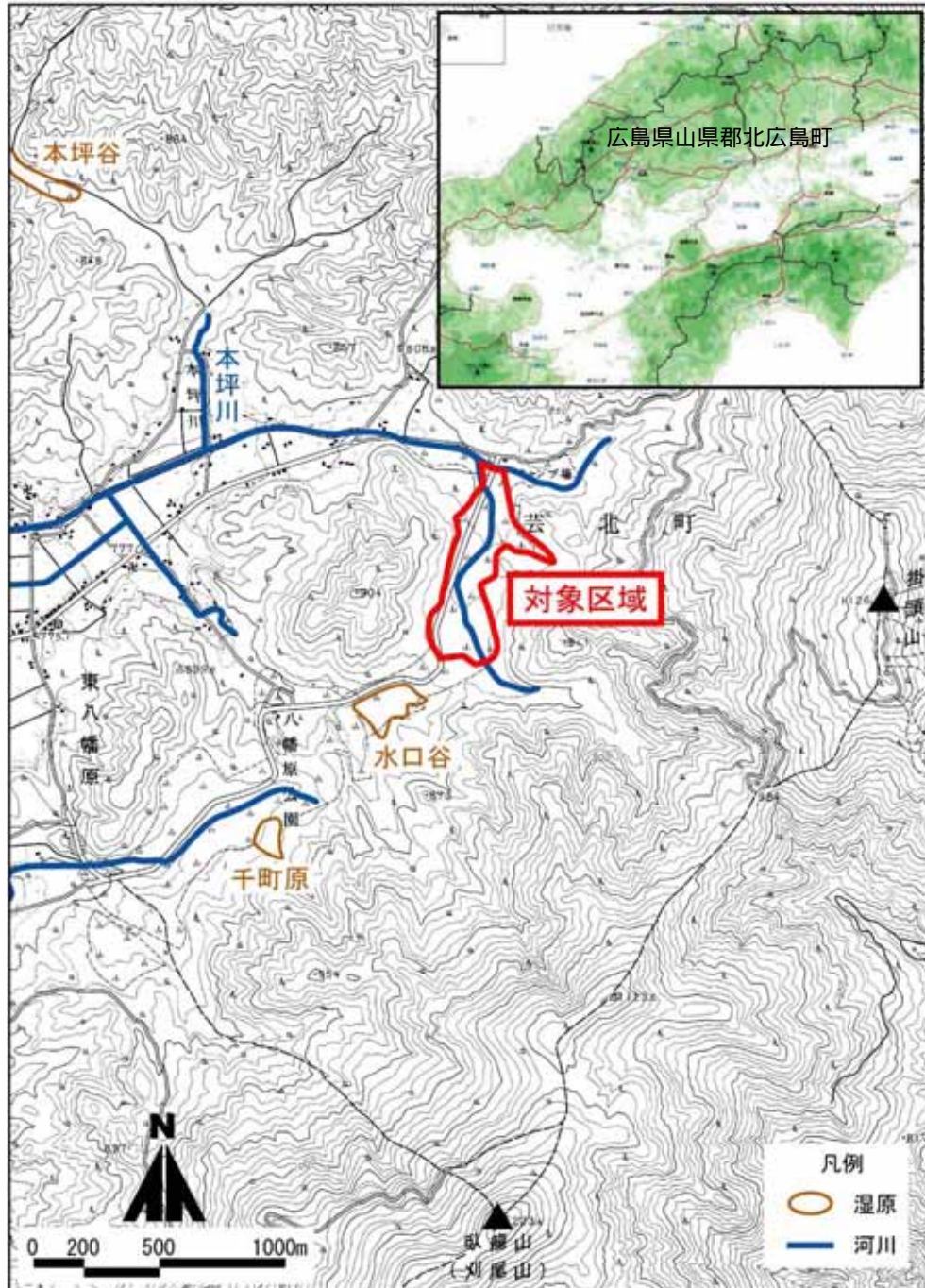


図 2-1 対象区域位置図

2 - 2 . 対象区域の概要

対象区域は、広島県の北西部に位置し、周辺は西中国山地国定公園に指定されている。また、瀬戸内海に流れる太田川の支流柴木川^{しばき}の最上流部に位置し、臥竜山(1,229m)、掛頭山^{かけず}(1,126m)等の1,000m級の山に囲まれた標高800m程度の盆地に位置する。

年平均気温は10前後で、最も高い8月でも23前後、最低気温は-10前後である。年間降水量は2,400~2,600mmに達し、中国地方でも最も降水量の多い地域である。また、冬季は寒さが厳しく、積雪量は2mに達するところもあり、県内で最も積雪が多い地域である。なお、事業名や協議会名にも使用している八幡湿原は一つの湿原の名称ではなく、対象区域周辺に分布する複数の湿原の総称である。

八幡湿原は、ヌマガヤ - マアザミ群集に代表される中間湿原^{注1}で、学術的にも価値の高い湿原である。対象区域にもこのような湿原が存在したが、昭和40年頃に牧場が造成され、コンクリート三面張水路や明渠及び暗渠等の排水施設が整備されたため、湿原区域の乾燥化が進行し周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入してきており、湿原環境が失われつつある。なお、牧場については、昭和61年に閉鎖された。

注1 湿原は一般的に、その発達段階によって低層湿原、中間湿原、高層湿原に分けられる。低層湿原は排水不良の地や池沼の周辺に発達する。冷涼な気候で、ほぼ貧栄養な降水のみで涵養される地方では、植物遺体が分解されずに貯まり、泥炭として堆積することで高層湿原が発達する。中間湿原はこの中間に位置づけられ、低層湿原から高層湿原への移行段階にあるものや、貧栄養な湧水等で涵養され、泥炭の堆積がみられるもの等を含む。中間湿原の代表的な植生はヌマガヤ群落である。